

目 次

凡例

資料出典一覧・公共施設の整備比率算式

財政用語ミニ解説

I 市町別概況

市町の概要	2
市町別沿革	60
旧市町別産業構造	65
市町総括表	68

II 行政・財政

1 市町の組織（部課設置状況）	71
2 広域行政等の状況	
（1）協議会	79
（2）機関の共同設置	79
（3）事務の委託	79
（4）一部事務組合	80
（5）広域連合	83
（6）財産区	84
3 地域指定一覧	85
4 平成22年度三重県内29市町の普通会計決算の概要	91
5 平成22年度決算収支の状況	102
6 市町概要一覧	104
7 地方公営企業の現況	105

III その他

1 国会議員及び県議会議員名簿	
（1）衆議院議員（小選挙区選出）	107
（2）衆議院議員（比例代表選出・東海選挙区）	107
（3）参議院議員（選挙区選出）	107
（4）県議会議員	108
2 市町関係団体	110
3 市町設立土地開発公社一覧	111

凡 例

I 市町別概況

1 市町の概要

- 平成15年12月1日から平成18年1月10日までに合併した市町村の取扱について
 - ・合併する以前の統計数値については、合算した数値を掲載していますが、合算することができない数値については「―」を記載しています。なお、【産業】の「①産業構造」については、旧市町村別に「市町の概要」の末尾に掲載しています。
- 調査期日の表示がないものは、原則として平成23年12月1日現在のものです。

【地域指定】

- 地域指定については下記に基づく指定です。

地方拠点都市	「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」
過疎	「過疎地域自立促進特別措置法」
準過疎	「三重県準過疎地域自立促進要綱」
辺地	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」
山振	「山村振興法」
離島	「離島振興法」
農工	「農村地域工業等導入促進法」
中部圏	「中部圏開発整備法」
近畿圏	「近畿圏整備法」
半島	「半島振興法」
リゾート	「総合保養地域整備法」
特定農山村	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」

【産業】

- 「就業人口」については、分類不能の産業があるため、「第1次」、「第2次」及び「第3次」を合算した数値と「計」の欄の数値が一致しない場合があります。

【組織】

- 「①議会・首長等」の欄は平成24年1月1日現在で記載しています。
- 「①議会・首長等」表中、()の数字は当選回数を記載しています。なお、市町村が新設合併した場合は、旧市町村の長として当選していた場合でも、旧市町村での当選回数は加算していません。

【財政】

- 「②主な歳入歳出」の「普通建設事業費県営等」には県営事業負担金・同級他団体施行事業負担金・受託事業費を含んでいます。
- 「②主な歳入歳出」の「対前年伸率」は、「H22年度決算」は「H21年度決算」と、「H21年度決算」は「H20年度決算」と千円単位で比較して算出し、「H23年度当初予算」は「H22年度当初予算」と百万円単位で比較して算出しています。
- 「H23年度当初予算」について、暫定・骨格予算編成団体は通常予算編成後数値に置き換えています。
- 市町総括表における実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、税の徴収率については加重平均で、財政力指数、経常一般財源比率、実質収支比率は単純平均です。

【教育】

- ()は市町立以外を内数表記しています。一部事務組合立は市町立に含んでいます。

【福祉】

- ()は市町立以外を内数表記しています。一部事務組合立は市町立に含んでいます。
- 「診療所」、「歯科」については、特定職域の従業員の診療を目的として、事業所内に設けられた診療所等は除いた施設数を記載しています。

【公共施設整備状況】

- 「スポーツ施設」は「体育館数+野球場数+陸上競技場数+プール数」を表しています。

II 行政・財政

1 市町の組織（部課設置状況）

- 原則市町長部局を記載しています。

資料出典一覧

項目		資料
面積	総面積	平成22年「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省 国土地理院）
	耕地	第57次「三重農林水産統計年報（平成21年～22年）」（東海農政局三重農政事務所）
	宅地	平成23年度「土地に関する概要調査報告書」評価総地積
人口 世帯数	山林	平成21年度版「森林・林業統計書」（三重県環境森林部）
	H12 10 1	平成12年国勢調査
	H22 10 1	平成22年国勢調査
有権者数	平23 3 31	「住民基本台帳人口要覧（平成23年3月31日現在）」（総務省自治行政局）
		「選挙人名簿登録者数（平成23年12月2日現在）」（三重県選挙管理委員会）
産業構造	総生産	平成21年度三重県の市町民経済計算中平成20年度産業別市町内総生産
	就業人口	平成17年国勢調査
職員	全職員数	平成23年地方公共団体定員管理調査
	般職員数	平成23年給与実態調査
財政		平成22年度地方財政状況調査（決算統計） 平成22年度決算に基づく健全化判断比率 覧表 平成23年度当初予算等に関する調
教育		平成22年度学校基本調査
福祉		「三重県社会福祉施設名簿（平成23年4月現在）」（三重県健康福祉部）
生活保護率		福祉行政報告例（第1表）（三重県健康福祉部社会福祉室）
医療	病院・診療所・歯科	三重県健康福祉部医療政策室調
公共施設整備状況		平成21年度市町村公共施設状況調査（総務省自治財政局）

公共施設の整備比率算式

項目		算式
都市公園等	人口1人当たり面積（㎡）	$\frac{\text{全公園面積（市町村立＋その他）}}{\text{住民基本台帳人口}}$
下水道等	普及率（％）	$\frac{\text{現在処理区域内人口（公共下水道＋農業集落排水施設＋漁業集落排水施設）} + \text{林業集落排水施設＋簡易排水施設} + \text{処理人口（コミュニティ・プラント＋合併処理浄化槽）}}{\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録人口}} \times 100$

財政用語ミニ解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支を表すもので、累年による黒字、赤字の額を示す。 定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれており、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようになったかを表わす。	当該年度実質収支－前年度実質収支＋基金積立額＋地方債繰上償還額－基金取崩し額(財政調整基金)
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的般財源の規模を示す。	{ (基準財政収入額各種課税(消費課税と税を除く)－交通安全対策特別交付金) × 100/75 + 各種課税(消費課税と税を除く) + 交通安全対策特別交付金 } + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
実質赤字比率	当該地方公共団体の 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の 一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質公債費比率	当該地方公共団体の 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} + \text{準元利償還金に} \text{係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る単位費用分}} \times 100 (\%)$
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 地方公共団体の 一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。	将来負担額 － (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) $\frac{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る単位費用分}}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る単位費用分}} \times 100 (\%)$
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標。 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3カ年の平均値をいう。「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3カ年平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率。 人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常 般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる 般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。 般に町村にあっては75%、都市にあっては80%を超える場合には、財政構造の弾力性が失われつつあるといわれている。	$\frac{\text{経常経費充当の 般財源の額}}{\text{経常 般財源}} \times 100 (\%)$
経常般財源比率	当該団体の歳入構造の弾力性を示す指標。 標準財政規模に対する経常 般財源の割合。この数値が「100」を超える度合いが高ければ高いほど経常 般財源に余裕があることを示しており、歳入構造は弾力的であることを示す。	$\frac{\text{経常 般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、良好な財政運営を行っているかどうかを示す指標。 実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示される。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$